

京極町地下水利用可能性調査業務
仕様書

令和 8 年 7 月

北海道 京極町

1 業務名

京極町地下水利用可能性調査業務

2 目的

本業務は、京極町における地下水資源の水量、水質、安定供給性等の現況を把握し、地域資源としての利用可能性を検討するために実施する基礎調査である。

既存資料の整理、現地状況の把握、関係者ヒアリング及び試験井を用いた基礎的な検証を通じ、産業分野への活用を含む多様な利活用の方向性を整理するとともに、次年度以降の施策検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

3 本業務の位置付け

本業務は、内閣府所管の地域未来交付金を活用して実施するソフト事業として位置付ける。

本業務は、特定の施設整備又は供用開始を前提とするものではなく、地下水資源の利用可能性を整理し、将来の施策展開、事業化検討及び民間活力導入の可能性を検討するための基礎資料を作成するものである。

本業務において設置する井戸は、地下水の利用可能性を検証するための試験井として取り扱うものとし、恒久的な取水施設としての供用開始を目的としない。

ただし、当該試験井については、調査結果及び今後の施策判断に応じて次年度以降の利活用可能性を検討できるよう、調査・試験の遂行に支障のない範囲で必要な規模及び構造を考慮するものとする。

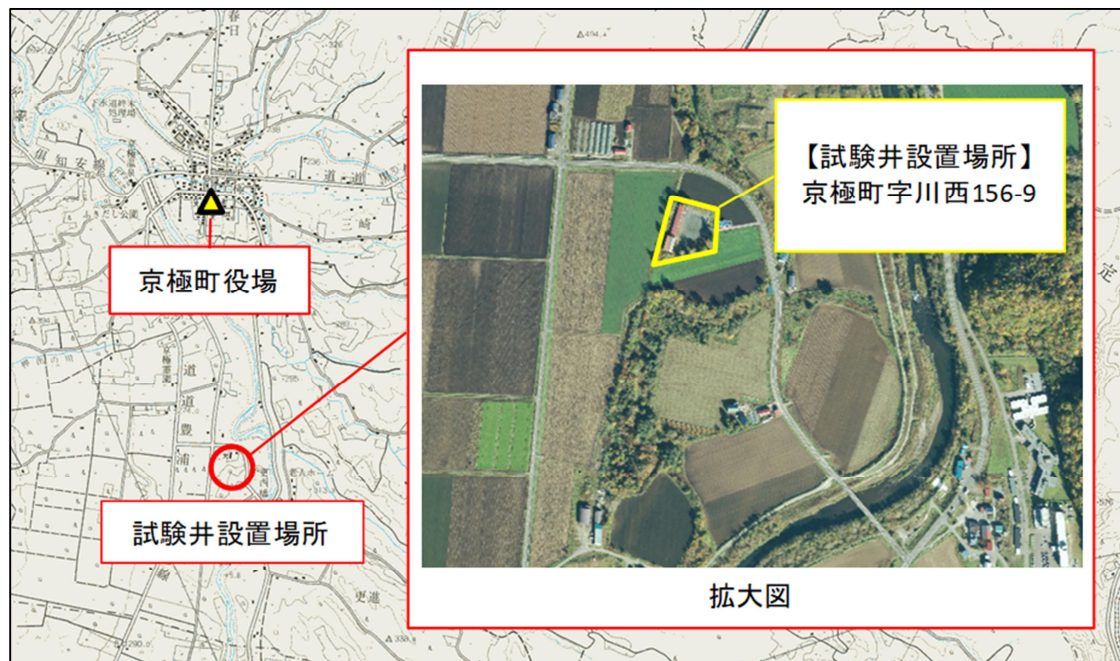
4 履行期間

契約締結日から令和9年1月20日まで

5 履行場所

京極町字川西及びその周辺区域（試験井設置は京極町字川西 156-9（図1参照））

※なお、本業務において実施する地下水利用可能性の検証及び影響確認については、試験井設置地点を中心として必要な範囲で実施するものとする。



【図 1】

6 業務の基本方針

地域未来交付金の趣旨を踏まえ、地域資源の活用、将来の事業化可能性に配慮した業務とすること。

調査に係る事項は、本業務の基礎情報として整理するにとどめ、過度に詳細な学術調査又は広範な基礎研究を目的としないこと。

試験井は、地下水利用可能性を確認するための検証手段として位置付けること。

サーモン養殖については、地下水活用の有力な選択肢の一つとして可能性を整理するものとし、唯一の用途として固定しないこと。

町は、事業全体の統括、進行管理、基礎情報の提供、関係者調整及び合意形成を担い、受託者はこれを技術的及び実務的に支援すること。

7 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 業務計画の作成

契約締結後速やかに、本業務の実施方針、工程、体制、試験井設置及び検証の進め方、成果品の構成その他必要事項を整理した業務計画書を作成し、町の承認を受けるものとする。

作成に当たっては、必要に応じて、町が保有する資料や既往の井戸・地下水関連資料等を整理し、本業務の検討前提を簡潔に取りまとめること。

(2) 関係者ヒアリング及び協議支援

ア 関係者ヒアリング

町と協議の上、必要な関係者に対するヒアリングを実施し、地下水活用に対するニーズ、懸念事項、地域産業との接続可

能性、今後の施策展開上の留意点等を整理するものとする。

イ 関係機関との協議支援

受託者は、本業務の実施に当たり、漁業関係団体、生産者、研究機関、行政機関、協定締結企業その他関係者との協議に対する支援を行うものとする。

また、町が実施する協議等において、必要な資料作成、技術的助言、意見整理その他必要な支援を行うものとする。

(3) 試験井の計画及び設置

受託者は、地下水利用可能性の検証に必要な範囲で、試験井の位置、構造、深度、口径、使用資材、保全方法その他必要事項を計画するものとする。

試験井は、地下水資源の水量、水質及び安定供給性の確認並びに将来の活用可能性検討に資するよう計画するものとする。

試験井の設置は、調査及び試験のために実施するものであり、本業務において恒久的な取水施設として供用開始するものではない。

試験終了後は、町と協議の上、今後の利活用可能性の検証に支障がないよう、必要な保護及び保全措置を講ずるものとする。

(4) 地下水利用可能性の検証

受託者は、試験井の掘削及び各種試験・分析を実施し、その結果を踏まえ、地下水利用可能性について検証を行うものとする。

試験井の掘削に当たっては、次に掲げる試験及び分析を実施し、その結果を業務報告書に取りまとめるものとする。

- ・ 孔内電気検層
- ・ 揚水試験（段階揚水試験、一定量連続揚水試験及び水位回復試験）
- ・ 水質検査（原水 40 項目を必須とする。）
- ・ その他町と協議の上、必要と認める試験又は分析

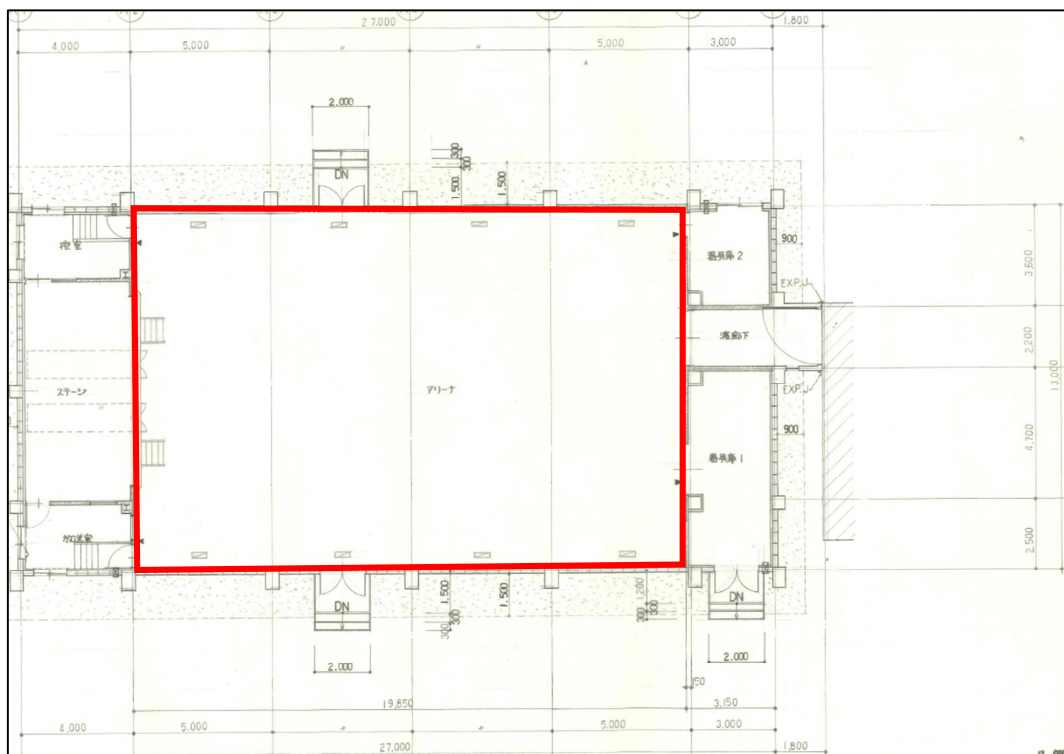
また、試験及び分析結果を踏まえ、次に掲げる事項について検証及び考察を行うものとする。

- ・ 孔内状況の把握
- ・ 揚水可能性及び安定性の確認
- ・ 水質の評価
- ・ 利用用途別に見た適合性の整理
- ・ 対象区域周辺における地下水利用状況との関係整理
- ・ 既存資料及び試験結果等に基づく周辺水資源への影響に関する考察

(5) 利活用可能性の整理

(6) サーモン養殖を含む活用シナリオの整理

また、サーモン養殖については、試験井設置場所となる該当地に設置している「旧南京極小学校屋内運動場アリーナ部」（図 2 参照）の利活用を見込むものとする。



【図 2】

(8) 打合せ協議

受託者は、各回の打合せ記録を作成し、町に提出するものとする。

8 技術的想定条件

本業務における試験井の想定条件は、次のとおりとする。

ただし、詳細は受託者の提案及び町との協議により定めるものとする。

- ・掘削予定深度 約 150 メートル
- ・掘削口径 約 445 ミリメートル
- ・完成口径 VP250A 相当
- ・スクリーン形状 横スリット型
- ・孔内試験 孔内電気検層、段階揚水試験、一定量連続揚水試験、水位回復試験
- ・試験に必要な井戸ポンプ装置の設置
- ・試験井保護及び保全措置（今後の利活用可能性を妨げないこと）

9 業務に含まれない事項

- ・恒久的な取水施設、配水施設、養殖施設、建築物その他供用開始を前提とする施設整備
- ・運営開始準備
- ・本格事業化に伴う設計、施工、運営
- ・前各号に掲げるもののほか、本業務の目的を超える恒久的施設整備

10 成果品

受託者は、着手時に業務計画書を提出し、成果品は次に掲げるものを取りまとめるものとする。

- ・業務計画書
- ・業務報告書
- ・打合せ議事録
- ・電子データ一式

11 成果品の提出形態

成果品は、紙媒体 2 部及び電子媒体一式により提出するものとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と受託者が協議して定めるものとする。